

○北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学科で養成する人物像に関する規則

平成25年7月18日 規則第3号

平成27年3月12日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校学則（昭和50年規則第1号）第2条第4項の規定に基づき、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く生産デザイン工学科で養成する人物像に関し、必要な事項について定めるものとする。

(生産デザイン工学科で養成する人物像)

第2条 生産デザイン工学科で養成する人物像を次のとおりとする。

- (1) 工学に関する基礎学力と自学自習能力を身に付けた技術者
- (2) 専門工学領域に関する高度な知識と技術を身に付けた技術者
- (3) 社会の発展のために貢献できる地域マインドを有した技術者
- (4) 多様な価値観を理解する豊かな教養と見識を持ち、柔軟な思考と洞察のできる技術者
- (5) グローバルな現場で協調性豊かにリーダーシップを発揮できる技術者

(コース別に養成する人物像)

第3条 第2条第2号に掲げる人物像について、コース別に次のとおり具体的内容を定める。

- (1) 機械創造システムコースは、機械工学をベースに、実践的な機械技術、幅広い工学分野に関する知識・技術を身に付け、様々な技術が融合した高度な生産システムに対応できる技術者とする。
- (2) 知能ロボットシステムコースは、社会における要求や課題に対して、ロボット技術を駆使して自ら解決策を提案、デザインできる（機械系ロボット）技術者とする。
- (3) 電気電子コースは、電気電子技術を活用し、幅広い工学分野の問題解決に貢献できる電気電子技術者とする。
- (4) 情報システムコースは、ICT（情報通信技術）を活用したシステムに関連するハードウェアとソフトウェアの知識と技術を身に付け、様々なコンピュータ応用分野で活躍できる技術者とする。
- (5) 物質化学コースの応用化学系は、新素材技術及び環境資源に配慮した研究開発や生産技術に関する問題解決に貢献できる技術者とし、応用生物系は、生物資源・環境資源に配慮した化学技術の問題解決に貢献できる技術者とする。

附 則

この規則は、平成25年7月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学生に係る養成する人物像については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。